**平成２６年（フ）第６２７６号**
東京都葛飾区小菅４丁目13番10―207
破産者　長　　沙織
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第６３２４号**
千葉県習志野市実籾６丁目27―１―205
破産者　西野　剛司
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第６３２５号**
東京都中野区上高田２丁目31―９―105
破産者　國府　　晃
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第６３３８号**
東京都町田市能ヶ谷２丁目３―31　クレインⅠ
破産者　野口　　晃
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第６３４８号**
東京都江戸川区春江町５丁目17―86　田中方
破産者　長屋　　博
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第６４１１号**
埼玉県三郷市彦成３丁目10―10―606
破産者　北山愛子こと　朴　　愛子
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第６４３８号**
東京都世田谷区新町２丁目９―25
破産者　小嶋　昌子
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第６４８４号**
東京都葛飾区東金町１丁目17―10　ＭＥＲＩＤＩＡＮ　Ｖ401
破産者　皆方真理子（旧姓岡本）
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第６５６３号**
東京都墨田区緑２丁目17―１―403
破産者　金　　志剛
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第６５７０号**
東京都新宿区新宿７丁目２―４　ＮＫビル２Ｆ
破産者　神津友加里
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第６５８１号**
東京都品川区西五反田２丁目12―15―601
破産者　齋藤錦善こと　丁　　錦善
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第６６６３号**
東京都三鷹市大沢５丁目20―23　グランドールＮ102
破産者　本多　信子
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１８４３号**
東京都江東区古石場１丁目12番３号
破産者　株式会社エム・シープリント
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１８６３号**
神奈川県川崎市宮前区馬絹1322
破産者　三浦　俊男
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第２０６５号**
神奈川県横浜市鶴見区獅子ケ谷２丁目38番34号
破産者　小川豪比古
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第２１３８号**
東京都中央区日本橋堀留町１―11―８―902、住民票上の住所東京都墨田区押上２丁目２―１―704
破産者　藤井　博之
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第２５２７号**
東京都台東区元浅草３丁目６番６号
破産者　株式会社ユーハウス
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第２６５７号**
東京都台東区寿１丁目１―９―503、開始決定時の住所東京都台東区元浅草３丁目６―６
破産者　井部　勝人
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第３３１７号**
東京都渋谷区本町１丁目５―17―101
破産者　藤田修世こと　藤田　修一
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第３３５６号**
東京都板橋区赤塚８丁目10番２―303号
破産者　ＫＫＳＫトレーディング株式会社
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第３８５５号**
東京都渋谷区広尾５―25―６セントラルハイツ９Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区広尾５丁目25番６号
破産者　株式会社ブラボス
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第３８５６号**
東京都世田谷区上馬４丁目11―７―101
破産者　藤本　義英
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部